



4 動 薬 第 182 号

令和 4 年 5 月 11 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

一般社団法人日本画像医療システム工業会会長 殿

一般社団法人日本分析機器工業会会長 殿

一般社団法人日本臨床検査薬協会会長 殿

農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長

農林水産省共通申請サービスを利用して提出された製造販売届出書等
に係る確認済印の取扱いについて

平素より動物薬事行政の推進に御理解及び御協力いただき感謝申し上げます。

農林水産省では、申請等を行う方の利便性向上を目指し、所管する法令に基づく申請等をオンラインで行うことができる電子申請システム（農林水産省共通申請サービス。以下「eMAFF」という。）を構築したところです。

動物用医薬品等については、既に動物用医療機器の製造販売届出等一部の手続をeMAFFによるオンラインでの提出が行えるよう体制が整備されたところであり、今後、順次、eMAFFによるオンラインでの提出が行える手続の範囲を拡大することとしています。

他方、確認済印の取扱いについては、動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売届出書及び製造販売届出事項変更届出書については「動物用体外診断用医薬品及び動物用医療機器の製造販売届出等の手続の見直しについて」（令和 2 年 2 月 20 日付け元動薬第 3092 号農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長通知）により、「使用上の注意の変更について」については「動物用医薬品等の承認審査及び届出手続の見直しについて（協力依頼）」（平成 30 年 3 月 23 日付け 29 動薬第 4164 号農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長通知）により、それぞれ通知しているところです。

今般、eMAFFにより提出された製造販売届出書等に係る確認済印の取扱いを下記のとおりとしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、紙資料により行われた申請等については、従前のおり対応することを申し添えます。

また、eMAFFによるオンラインでの提出が行える手続については、動物医薬品検査所のホームページに掲載しておりますので御確認ください。

(<https://www.maff.go.jp/nval/sinsei/eMAFF/index.html>)

記

eMAFFにより提出された以下の届出書等については、原則として確認済印を押印した控えは返却せず、eMAFFの画面上に「確認番号」及び「確認年月日」が記載されたことをもって代えることとします。

なお、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知）に基づいて税関に提出するために必要な場合に限り、従前の確認済印を押印した控えを送付することとしますので、届出書等の提出に際し、その旨を審査調整課の担当者に連絡してください。

【対象とする届出書等】

- ・ 動物用医療機器製造販売届出書
- ・ 動物用医療機器製造販売届出事項変更届出書
- ・ 動物用体外診断用医薬品製造販売届出書
- ・ 動物用体外診断用医薬品製造販売届出事項変更届出書
- ・ 使用上の注意の変更について